○農林水産省告示第　　号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、公告する。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

一・二　（略）

三　加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（削る）

改正前

一・二　（略）

三　加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
一　く溶性加里 一〇・〇 可溶性けい酸 二五・〇 く溶性苦土 三・〇 二　く溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水溶性加里又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか水溶性加里については 一・〇 く溶性ほう素について			未反応の加里は、三・〇%以下であること。

けい酸加里肥料（塩基性のカリウム、カルシウム、マグネシウム若しくはナトリウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。）

（略）	（略）	（略）	

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
けい酸加里肥料（塩基性のカリウム、カルシウム、マグネシウム若しくはナトリウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰又は微粉炭に草木、下水道の終末処理場から生じる汚泥若しくはその双方を混合したものを燃焼させて生じた燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。）	一　く溶性加里 一〇・〇 可溶性けい酸 二五・〇 く溶性苦土 三・〇 二　く溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水溶性加里又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里 一・〇 く溶性ほう素 については	下水道の終末処理場から生じる汚泥を含むものの燃焼灰（以下「汚泥混焼灰」という。）を原料とする肥料にあつては、 ひ素 〇・〇〇五 カドミウム 〇・〇〇〇五 水銀 〇・〇〇〇二 ニッケル 〇・〇三 クロム 〇・〇五 鉛 〇・〇一	一　未反応の加里は、三・〇%以下であること。 二　汚泥混焼灰を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 三　登録の有効期間は、汚泥混焼灰を原料とする肥料にあつては三年、汚泥混焼灰を原料としない肥料にあつては六年である。

（略）	（略）	（略）	
は	〇・〇五		

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

四・五　（略）

六　複合肥料

(1)・(2)　（略）

(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（％）	含有を許される有害成分の最大量（％）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
被覆複合肥料（化成肥料又は液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	一　窒素、水溶性りん酸又は水溶性加里のいずれか二の主成分の量の合計量　一〇・〇 二～十　（略）	（略）	一　（略） 二　窒素、りん酸又は加里の初期溶出率は、五〇％以下であること。 三～五　（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

七～十四　（略）

附一　（略）

二　この告示に掲げる主成分、有害成分その他の成分及び物理的・化学的性質等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、次の表の第一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表の第二欄に掲げるものによることとし、二の表のうち菌体りん酸肥料の欄、三の表のうちけい酸加里肥料の欄及び五の表のうち菌体肥料の欄並びに十三の表に掲げる有害成分の量は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法により分析した乾物の重量に対する百分率とする。

四・五　（略）

六　複合肥料

(1)・(2)　（略）

(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（％）	含有を許される有害成分の最大量（％）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
被覆複合肥料（化成肥料又は液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	一　窒素及び水溶性りん酸又は水溶性加里の主成分の量の合計量　一〇・〇 二～十　（略）	（略）	一　（略） 二　窒素の初期溶出率は、五〇％以下であること。 三～五　（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

七～十四　（略）

附一　（略）

二　この告示に掲げる主成分、有害成分その他の成分及び物理的・化学的性質等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、次の表の第一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表の第二欄に掲げるものによることとし、二の表のうち菌体りん酸肥料の欄及び五の表のうち菌体肥料の欄並びに十三の表に掲げる有害成分の量は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法により分析した乾物の重量に対する百分率とする。

附　則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。